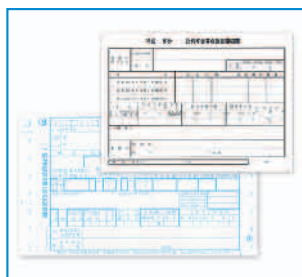


申告に必要なもの



■印鑑



給与や年金収入のある人
■源泉徴収票
■公的年金等の源泉徴収票



■帳簿



■領収書など



■国民年金保険料
控除証明書



■損害保険料支払証明書
■生命保険料支払証明書



■医療費領収書
(病院と薬局などの仕分け
をしておいてください)

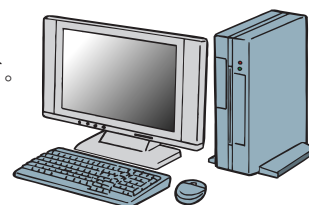


■金融機関預金通帳
(還付時の口座確認の
ため)

インターネットでの確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。
所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>



確定申告で分からないことがありましたら、税務署または総務部税務課または住民センター及び各総合支所を会場に、記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備して、お越しください。

・毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。
早めに申告書の提出をお願いします。



■お問い合わせ

島原税務署 ☎0957-62-3281
市役所税務課 ☎050-3381-5023

申告受付期間 2月14日(水)～3月15日(木)
申告受付時間 午前9時～午後4時まで

地区名	受付会場
深江町	深江公民館2階中会議室
布津町	布津庁舎別館1階
有家町	有家庁舎2階会議室 堂崎出張所
西有家町	西有家庁舎3階会議室
北有馬町	ピロティー文化センター日野江2階
南有馬町	南有馬庁舎3階会議室
口之津町	口之津庁舎別館2階会議室
加津佐町	総合福祉センター「希望の里」2階大会議室

※詳細は次頁以降を参照

確定申告

所得税の確定申告、
市県民税(兼国民健康保険税)の
申告をお忘れなく!

所得税・市県民税の申告 平成19年 **2月16日(金)～3月15日(木)**

●還付申告は2月14日(水)から行います。

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。
次頁日程で申告を受付けますので早めに準備して、指定日に申告を済ませましょう。
(やむを得ない場合を除いて、指定された日時にお越しください。なお、土日は休みとなります。)

■確定申告とは

確定申告とは、1年間に得た所得金額を総決算すると同時に、その確定所得金額を基礎にして計算した税額と給与、配当などの所得から源泉徴収された税額、予定納税した税金などの総額を比較し、税金の過不足を精算するものです。事業を営んでいる人や給与以外に収入を得ている人は、**平成18年1月1日から12月31日までに得た所得**を計算し、その所得に対する所得税額を自分で計算して、2月16日から3月15日までに申告納付しなければなりません。

所得税の申告

■申告が必要な人

- (1) 平成18年中の合計所得が、各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計を超える人
- (2) 給与の年収が2,000万円を超える人
- (3) 土地や建物などを売った人
- (4) 給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- (5) 2カ所以上から給与を受けている人

市県民税の申告

■申告が必要な人

平成19年1月1日現在で南島原市に住所があり、平成18年中に収入があった人。また、平成18年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険加入世帯は保険税減額判定のため、又は所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がなくても必ず申告を行ってください。

■申告の必要がない人

- (1) 税務署へ確定申告をした人
- (2) 給与所得のみで、年末調整が済んでいる人
- (3) 生活保護法の適用を受けている人